

「貸金業制度等に関する懇談会」における

これまでの議論の中間整理に向けて

平成18年4月18日
アコム株式会社
木下盛好

p 1 の<0. はじめに> について

第1パラグラフについて

当懇談会は、『貸金業制度等のあり方について幅広い観点から勉強する』趣旨で開催されていると聞きました。

しかしながら、第1パラグラフ冒頭から「当懇談会においては、貸金業制度等のあり方を議論するに際しては、多重債務者の発生や増大をいかに防止するかという観点が重要であるとの認識を共有した。」と書かれ、その後に「このほか、個人や中小企業に対する金融仲介機能の健全な発展という観点が重要であるとの意見もあった。」と書かれています。

この書き方では、多重債務者問題だけが積極的に取り上げられ、貸金業の持つ金融仲介機能に対しては積極的に評価されないこととなります。

もちろん、多重債務者問題は貸金業を巡る大きな課題の一つだと認識していますが、貸金業者の持つ幅広い信用度の資金需要者に対する資金供給機能は、我が国の金融システムの中で、それ相応の重要な役割を担っているものであり、第1パラグラフでは、それを明記していただきたい。

<0. はじめに>の中に、何人かの委員からも御意見がありましたとおり、「今後の貸金業制度等のあり方を提言していく際に重要なことは、①貸金業が担う“金融・経済上の役割”（銀行では賄い得ない資金需要者に対する資金供給機能など）の必要性と、②貸金業も含めた金融事業者に関わる資金需要者の保護のために不可欠な“社会・福祉上の対策”（何らかの理由で返済不能に陥ってしまう多重債務者の救済など）の必要性の二つを両輪とした視点に立つことである。」旨を記述していただきたい。

第2パラグラフについて

破産や民事再生など債務整理に関わる債務の具体的な内容は、消費者金融会社への債務だけではなく、割賦販売業者や銀行への債務もあります。

消費者金融業界としては、大手7社ベースではありますが、独自に多重債務者救済策を実施していく予定です。しかしながら、より本質的に多重債務者問題を解決していくためには、将来的な検討課題ではありますが、消費者金融業界だけではなく、割賦販売業界や銀行業界とともに総合的な取組みが必要となるのではないかと考えています。

従って、「多重債務者」の「債務」については、消費者金融会社など貸金業者の消費者ローンに関するものの他に、割賦販売業者の販売信用に関するもの、

銀行の消費者ローンに関するもの、自動車ローンに関するもの、住宅ローンに関するものなどが含まれることを明記していただきたい。

第5パラグラフについて

- ① では、提携ATMやインターネット利用を「過剰なアベイラビリティの供給」と記載されていますが、現代社会においてこれらを「過剰」と表現することは適切だとは思えません。また、「これにより需要が創造され過剰な借入れが引き起こされる」とありますが、需要創造と過剰借入れを直接結びつける表現も不適切だと思います。
- ② では、一部多重債務者の返済事例を基に「価格メカニズム」について言及していますが、この点も適切ではないと思います。

従って、「これらに留意し、具体的な規制のあり方を検討する」という本パラグラフは、一部の事例をもってビジネスモデル全体を否定し、これを前提に規制を考えると受け取れてしまいますので、こういった点を踏まえて見直して頂きたい。

p 1 の < 1. 過剰貸付・多重債務の防止 > について

第1パラグラフについて

これまで、多重債務の原因については諸説意見がありましたが、原因究明がなされたわけではなく、そうした現状を正確に記述すべきです。つまり、多重債務の原因については、「ライフイベント原因説、過剰貸付説、金利負担説など様々な指摘がある」というように、ニュートラルな状況認識を記述していただきたい。

また、「利息制限法の制限利率を上回る金利の負担により、既に脆弱な経済状況になっているためである」とありますが、住宅ローンなど多額の借入額であれば、比較的低い金利であっても負担する利息額やこれを含んだ返済額は大きく、反対に利息制限法の制限利率を上回っても、小額短期の借入れであれば負担は小さいものとなります。従って、このような一面的なとらえ方をした書き振りは再考していただきたい。

なお、これまでに多重債務者像を明確に示していた日本クレジットカウンセリング協会からの「カウンセリングを受けた相談者のプロフィール <資料9-6>」によれば、内訳は明確になってはいませんが、債務には住宅ローン、

金融機関、親族、知人、勤務先等からの借り入れも含んでいることが明記されています。この点も追記していただきたい。

p 2 の〈①量的規制のあり方と実効性〉 について

第1パラグラフと第2パラグラフについて

第1パラグラフの最後段で「資金需要者の返済能力を超える貸付けの禁止に違反した場合には行政処分を可能すべきとの指摘があった」とあり、第2パラグラフでは「資金需要者の総債務残高に着目した規制が必要である」とありますが、仮にそれを実施する場合には『判断基準』を決める必要があります。その際に、全ての資金需要者が正確な情報を正直に与えてくれるのでなければ実効性はありません。例えば、切羽詰った資金需要者が自分の債務状況を偽ってまで借り入れを行い、結果的に多重債務に陥った時の責任も貸金業者にあるとされるような不合理があってはなりません。また、基準の作り方によっては、消費者の借り入れをする権利を阻害することとなり、十分注意が必要です。

以上の趣旨を、このパラグラフに記述していただきたい。

p 4 の〈⑤広告・勧誘に対する規制のあり方〉 について

第1パラグラフについて

消費者金融会社の幅広い信用度の資金需要者に対する資金供給機能は、我が国の金融システムの中で、それ相応の重要な役割を担っており、その最終消費支出に占める割合が4分の1となるほど、日本経済においても重要な位置づけにあります。この金融システムのひとつである消費者金融の利用にあたって、「タバコ」の警告文書や広告規制を参考にすることですが、タバコのように行為自体を否定するような内容であるなら承服しかねます。

くれぐれも「借り入れ」そのものに対して警告するのではなく、「借り過ぎ」への警告を考えることが重要です。

この点を追記していただきたい。

p 4 の<②債務者や保証人に対する説明義務> について

第3パラグラフについて

貸金業法第43条では、一定の条件を満たした場合には利息制限法第1条第1項の規定にかかわらず、利息制限法超過利息の支払いを有効な利息の債務の弁済とみなすこととされています。

貸金業者はこれまで、この規制に従って出資法で規定する利率を超えない金利の商品を取り扱ってきました。一定の条件は付くものの、明らかに法律によって認められているにもかかわらず、「借主の支払義務は利息制限法の上限金利までであること」という表現が記述されることは、現行法を否定することにもなりかねません。

この点を追記していただきたい。

p 5 の<③その他> について

第1パラグラフについて

生命保険の付保は、もともと、債務者の死亡後に債務を相続させないという債務者の家族など相続人の保護を目的として行われるようになったものです。これは、平成5年頃から定着し始めたものであり、これまで資金需要者においても、有用なサービスとして認知されてきているものと考えています。

そのため、「生命保険を付保することの禁止」については、資金需要者やその家族にとって本当に適切かどうか、再検討することが必要です。また、生命保険会社の意見も聞くべきだと考えています。

以上の旨を追記していただきたい。

p 6 の<自主規制機能の強化> について

貸金業協会への加入率を高めることについては賛成ですが、貸金業者は、規模や業種も多種多様であるため、貸金業協会だけに「自主規制機関」の機能を求めても、効果的な自主規制は難しいと思われれます。業種や規模などを考慮した自主規制機関の複線化が検討されるべきです。

この旨を追記していただきたい。

p 8 の<①需要者側のニーズと実態> について

第1パラグラフについて

信用リスクや返済能力、あるいは利用目的の違いなどにより、資金需要者によつての「適正な金利水準」はそれぞれで違うものであり、「全ての資金需要者によつての適正金利」という考え方は議論をミスリードする危険があります。

また、「現行の金利水準は消費者にとっても事業者にとっても負担が困難な水準である」とありますが、実際には9割以上の利用者が普通に利用している状況下での的確とはいえません。

この点を踏まえ修正、追加していただきたい。

p 8 の<②供給者側（ひいては需要者側への影響）> について

第2パラグラフ、第3パラグラフについて

第2パラグラフでは「上限金利を引下げれば信用リスクの高い資金需要者のニーズがヤミ金融に向かう」と書いてありますが、これに、「平成12年の上限金利引下げの3年後に当時のヤミ金融被害の急増から「ヤミ金融対策法」が制定された、という最近の一連の動向からすると、上限金利引下げによってヤミ金融被害が再び急増する懸念が大きい。」という内容も追加していただきたい。

なお、第3パラグラフでは、「ヤミ金からの借り手は、自己破産者や多重債務者という借金の返済に追われている人達」と書かれていますが、「自己破産者」は既に多重債務者ではなく、返済にも追われていない方で、かつ貸金業者から借り入れができない代表事例です。こういった方々と同等に、借り入れできない資金需要者がヤミ金に流れることを懸念しています。

第4パラグラフについて

「大手貸金業者に超過利潤が生じている」と書かれていますが、民間企業の収支に関して「超過利潤」、「適正利潤」という概念は大変難しいものです。

コストはコンピュータシステム投資や店舗網維持コスト、提携先への手数料など様々であり、企業として、こういったコストを引き下げつつサービスレベルを向上していく努力を日々行っています。資金調達費と貸出金利だけの比較で「超過」という表現は適切ではないと考えています。

p 10の第3パラグラフ について

書面の電子化について、書面交付はみなし弁済の要件にされているので、書面の齟齬をなくし、正確な書面を交付するためにも、電子化は積極的に認められるべきです。電子化しておいたほうが、将来の紛争の可能性は現行よりも飛躍的に少なくなり、書面不備を理由とした債務者不利益やみなし弁済を巡る紛争も少なくなると見込まれるからです。

この旨を追記していただきたい。

p 10の< (5) グレーゾーンを廃止する場合の選択肢 >について

p 10の第1パラグラフについて

「④最近の司法判断・・・」について、確かにみなし弁済について最近は厳しい判決が続いていますが、司法判断というのは個別事案ごとの判断です。また、これまでの司法判断は、みなし弁済制度そのものを否定しているわけではありません。

従って、「事実上困難になっていること」という記述は正確ではなく、ここは例えば「困難な事案が続いていること」に改めていただきたい。

p 11の< (6) その他 > について

第1パラグラフについて

「利息制限法における金利水準」について、「引下げや市場金利との連動も考えてはどうか」の「引下げ」という記述は「引上げ、引下げ、市場金利との連動といった様々な見直しについて考えてはどうか」に改めていただきたい。

以上